

白山市監査公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を別紙のとおり公表します。

令和7年1月30日

白山市監査委員 北 田 幸 光

白山市監査委員 西 川 寿 夫

## 財政援助団体等監査結果報告書

### 1 白山市監査基準への準拠

白山市監査基準に準拠して監査を行った。

### 2 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体等監査

### 3 監査の対象

負担金交付団体	所管部署	対象範囲
白山手取川ジオパーク 推進協議会	観光文化スポーツ部 ジオパーク・エコパーク 推進課	令和5年度の財政的援助等に係る 出納その他の事務の執行について

### 4 監査の着眼点

団体への財政的援助について、公益上の必要性からみて、目的、内容は妥当か、財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助の目的に沿って行われているか、また、団体に対する所管部署の指導監督が適切に行われているかを主眼として、監査を実施した。

<主な監査項目>

- ・団体事業の執行状況
- ・団体事業に係る契約、会計経理及び収入事務等の状況
- ・その他必要と認める事項

### 5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、監査対象団体の責任者及び所管課長等から説明を聴取した。

### 6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員事務局

(2) 実施日程 令和6年9月24日から令和7年1月30日まで

## 7 監査の結果

財産の管理状況について、一部で適正を欠く事項が認められたが、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行状況については、監査した範囲においては、おおむね適正に処理されていると認められた。

また、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項及び監査に際して見受けられた事務処理上注意すべき軽微な事項については、当事者に対して改善又は検討を促したので、記述を省略した。